2014年版

全建連倶楽部
のご案内

サービス期間
2014年 1月25日から　2015年 1月24日まで
2014年12月5日申込まで中途加入が可能です。

全建連倶楽部は、事業者の皆さまの万一への備えに
必要なサービスの提供を図ることを目的として設立した団体です。
会員資格は、全建連（一般社団法人 全国中小建築工事業団体連合会）加入事業者さまとさせていただきます。

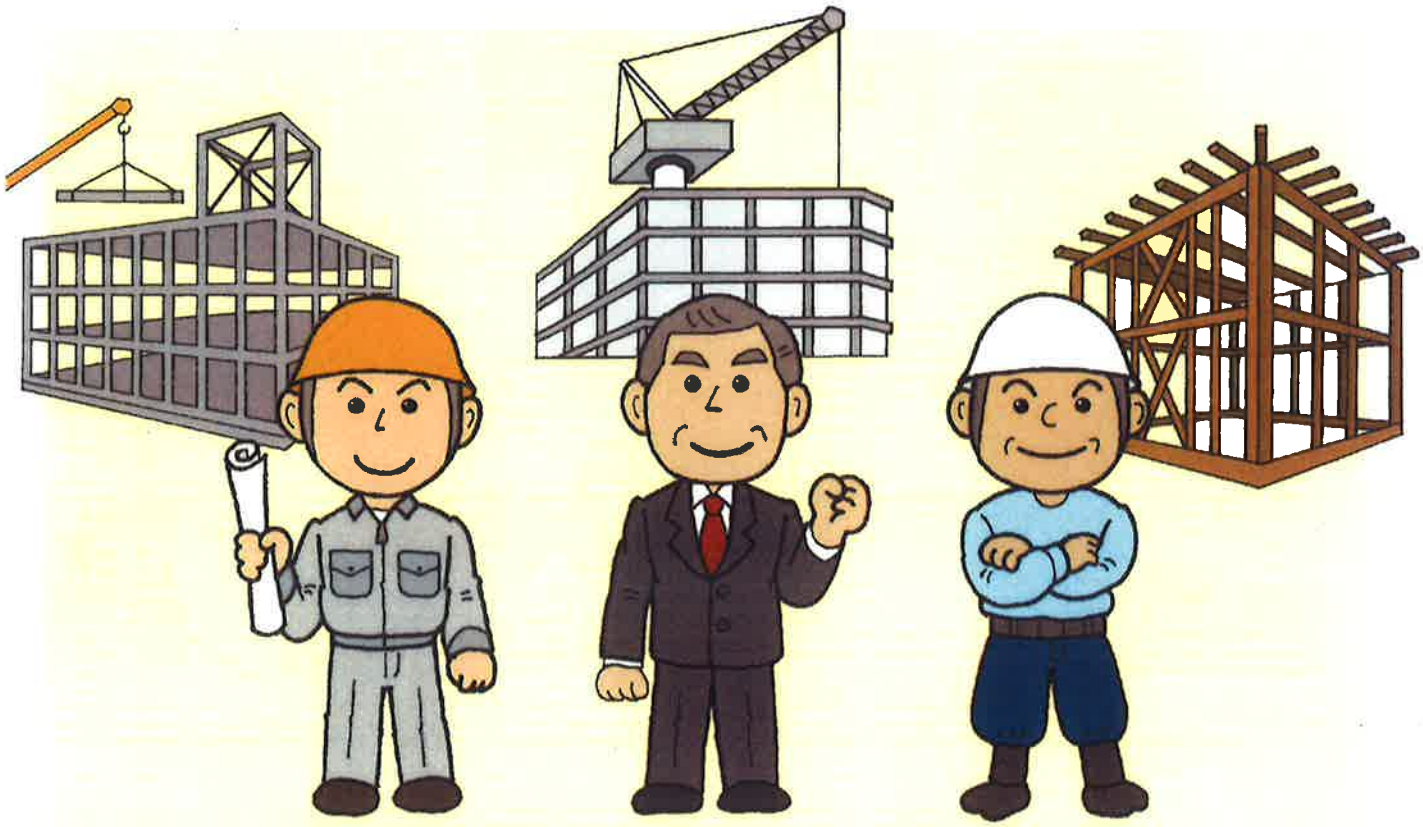

建設工事中の様々なリスクを補償する
「全建連倶楽部 専用保険」
（サービスの一例）

全建連倶楽部会員さまだけ!!
スケールメリットにより**割安な保険料**でコスト削減に貢献します!!

全建連倶楽部 専用保険 年間保険料例

たとえば、**完工高1億円**の場合
97,780円
このほかに全建連倶楽部 年間登録手数料（12,000円）が必要です。

たとえば、**完工高3億円**の場合
259,890円
このほかに全建連倶楽部 年間登録手数料（24,000円）が必要です。

全建連倶楽部のサービスとは、全建連倶楽部専用保険のほか福利厚生サービス・業務サポートの利用を合わせたものをいいます。
全建連倶楽部会員の方の全建連倶楽部専用保険等の保険へのご加入は、任意加入です。

保険の詳細は次のページをご覧ください。

建設工事保険

全建連倶楽部 専用保険

保険期間：2014年1月25日から2015年1月25日午後4時まで

建設中の建物や資材の損害を補償

建物の建築を主体とする工事において、保険期間中に工事現場で発生した火災・豪雨・盗難 等の不測かつ突発的な事故により工事の目的物や工事用仮設物等の保険の対象に生じた損害に対して、保険金をお支払いします。

建設中の建物が火災により全焼した

工事現場に置いていた工事用資材が盗まれた

建設中の建物がゲリラ豪雨で発生した土砂崩れの被害を受けた

作業ミスにより建設中の建物に損害を与えた

建設中の建物が夜間、何者かに壊された

工事現場内の仮設事務所が、突風で崩壊した

『専用保険』ならではの、事故時も安心の補償内容

輸送・荷卸危険補償特約（事故例）

交通事故により工事施工者が運搬中の工事用資材が破損した

工事現場で、トラックから資材を降ろす際に落下させてしまい、破損した

対象工事	ご加入事業者が日本国内で行う全ての建築工事
被保険者	ご加入事業者およびその全ての下請負人・発注者・元請負人（ご加入事業者が下請け人となる工事の場合）
保険金額（ご契約金額）	工事ごとの請負金額
免責金額（自己負担額）	5万円（ただし、火災・落雷・破裂・爆発はなし）
保険の対象	① 対象工事の目的物（付随する支保工・型枠工・支持枠工・足場工・土留工・その他の仮工事を含む） ② ①の工事のために仮設される電気配線、照明設備、保安設備など工事用仮設物 ③ 現場事務所、宿舎、倉庫その他工事用仮設建物およびこれらに収容されている什器（じゅう）・備品 ④ 工事用材料および工事用仮設材
保険の対象とならない物	①据付機械設備などの工事用仮設備および工事用機械器具・工具 ②自動車その他車両 ③設計図書、証券、帳簿、通貨、有価証券 ④従業員の私物

引受保険会社：幹事 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
幹事代理店：株式会社JBサポート

・このチラシは保険の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項説明書」をご覧ください。
・「全建連倶楽部専用保険」のご加入には、必ず「全建連倶楽部」へご加入ください（保険のみでの加入は

賠償責任保険

請負業者賠償責任保険
生産物賠償責任保険
施設所有(管理)者賠償責任保険

全建連倶楽部 専用保険

保険期間：2014年1月25日から2015年1月25日午後4時まで

事業者さまの賠償リスクを補償

建物の建築を主体とする工事において、工事遂行中・工事終了引渡し後に発生した偶然の事故によって、第三者にケガを負わせたり第三者の財物に損害を与えたことにより、被害者に対して支払わなければならない法律上の損害賠償金等を保険金としてお支払いします。

工事用資材が落下し通行人がケガをした

給排水管の取付ミスにより水が漏れ、
お施主さまの家財を汚損した

本社事務所の看板が落下し、
通行人がケガをした

工事中に、誤って工具を落とし第三者の
駐車車両を傷つけた

階段の手すり取り付け工事に不備があったため、
お施主様がケガをした。

工事現場の立ち入り禁止措置に不備があった
ため、子供が立ち入って転倒し、ケガをした。

『専用保険』ならではの、事故時も安心の補償内容

賠償責任保険追加特約 生産物・仕事の目的物損壊補償条項(事故例)

通常の生産物賠償責任保険では、お客さまの家財(左記①)は第三者の財物として損害賠償の対象となりますが、自社施工部分である天井や壁(左記②)は補償対象となりません。

全建連倶楽部専用保険では、
他人の財物(①)に賠償事故が発生した場合に限り、
自社施工部分(②)の修理費用も補償の対象になります!!

●1事故および保険期間中600万円

対象工事	ご加入事業者が日本国内で行う全ての建築工事
被保険者	ご加入事業者およびその全ての下請負人 ※施設所有（管理）者賠償責任保険の被保険者は、ご加入事業者のみとなります。
保険金額(ご契約金額)	工事遂行中の賠償事故、工事終了引渡し後の賠償事故、 施設所有（管理）者賠償責任保険に該当する賠償事故　それぞれ **2億円** ※対人・対物共通 1事故・保険期間中通算で2億円
免責金額(自己負担額)	なし

また詳しくは普通保険約款・特約集をご用意しておりますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。なお、ご不明な点がございましたら、取扱代理店または引受保険会社にお問合せください。
できません)。また、「全建連倶楽部専用保険」のご利用には、「全建連倶楽部」の加入とは別に保険の加入手続き(保険料の振込と加入申込票の返送)が必要です。

全建連倶楽部のサービス

福利厚生サービスも!!

ご加入いただいた方には提携先の提供する、各種福利厚生サービスをご利用いただけます。ホテル優待サービス、育児支援、グルメ、映画、スポーツクラブ優待など50,000を超えるサービス・コンテンツを幅広くご用意しております。

メニュー例

レジャーカラオケ
日帰り湯等
最大70%OFF

36,000店以上の飲食
店や宅配ピザ等
最大50%OFF

全国共通鑑賞券
全国各地シネコン等
会員限定価格

福利厚生サービスの利用には、サクセスネットへの登録が必要です。また、別途費用が発生いたします。

業務サポートも!!

サクセスネット SUCCESS NET

サクセスネットは㈱損害保険ジャパンと第一生命保険㈱が共同運営する法人向けサービスです。

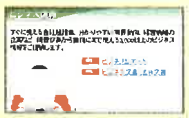

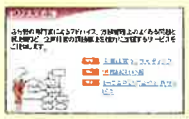

3,000以上のビジネス情報、専門家によるコンサルティングサービスや福利厚生など様々な情報を提供しております。

コンテンツ例

●ビジネス文書・法令文書（ジャプリック）
社会保険事務所や労働基準監督署など公的機関への提出書式を含め約2,000種類のビジネス文書ひな型を無料でご提供します。

●ビジネスレポート
1,000種類以上のレポートをホームページから請求いただけます。

※上記以外にもコンテンツをご用意しています。

全建連倶楽部加入の流れ（お見積もりから申込み手続きまで）

STEP 1
加入希望月の5日までに
FAX
下記書類をFAXしてください。
①見積依頼書
②前年度決算時の損益計算書（※）

STEP 2
ご検討
届いたお見積り（★）をご確認のうえ加入内容をご検討ください。

STEP 3
加入希望月の15日までに
お振込
ご加入の場合は年間登録手数料と保険料を期日までにお振込みください。

STEP 4
加入希望月の15日までに
ご返送
「全建連倶楽部専用保険 加入申込票」にご記入・押印のうえ、ご返送ください。

加入希望月の25日から
サービス開始
全建連の各種サービスと全建連専用保険が開始します。

（※）団体傷害保険（タフビズ役職員傷害保険）のお見積りをご希望の場合は、お送りください。また、個人事業主の場合は『所得税の確定申告書B』をお送りください。
（★）FAXが届きましたら全建連倶楽部事務局よりお見積もりと「全建連倶楽部専用保険 加入申込票」を送付します。

全建連倶楽部 年間登録手数料

前年度決算時の完成工事高	年間登録手数料
1億5千万円以下	12,000円
1億5千万円超～3億円以下	24,000円
3億円超～5億円以下	36,000円
5億円超～8億円以下	60,000円
8億円超	84,000円

全建連倶楽部のサービス提供期間は、毎年1月25日～1月24日です。

- 1年更新でご加入いただくサービスです。
- 年間登録手数料は毎年の完成工事高により変動いたします。

※中途加入の場合は、月割りとなります。
※年間登録手数料は消費税課税対象外です。

お問合わせ先　平日 午前9:00から午後5:20まで（年末年始を除きます）

全建連倶楽部専用保険の内容確認・事故時の連絡先は
TEL.04-7170-4660
全建連倶楽部 保険相談窓口（(有)ニューズ）

全建連倶楽部・加入申込手続きについては
TEL.03-6859-4802
〒101-0036 東京都千代田区神田北乗物町11 乗物町中央ビル4階
全建連倶楽部事務局（(株)JBサポート）

2013年12月 A13-101670

『全建連倶楽部 専用保険』 お支払いする保険金および費用保険金のご説明

建設工事保険

建設工事保険の普通保険約款・主な特約の補償内容(お支払いする保険金および費用保険金)についてご説明します。
詳細につきましては、普通保険約款およびそれぞれの特約をご参照ください。

物損害等の補償(建設工事保険)

不測かつ突発的な事故により、工事の目的物、什器・備品、資材等に発生した損害を補償

対象工事	ご加入事業者が日本国内でおこなう全ての建築工事を主体とする工事 ※下請け工事の場合は、加入者の行う工事部分のみが対象となります。
保険の対象	①対象工事の目的物(付随する支保工、足場工、土留工その他の仮工事を含む) ②①の工事のために仮設される電気配線、照明設備、保安設備などの工事用仮設物 ③現場事務所、宿舎、倉庫その他工事用仮設建物およびこれらに収容されている什器・備品 ④工事用材料および工事用仮設材
保険の対象とならない主な物	①据付機械設備などの工事用仮設備および工事用機械器具 ②航空機、船舶、自動車その他の車両 ③設計図書、証書、帳簿、通貨、有価証券 ④従業員の私物　など
支払保険金	事故により保険の対象が損害を受けた結果、損害発生直前の状態に復旧するのに必要な費用を、対象工事の請負金額を限度にお支払いします。 (残存物の価額は控除します。また、1回の事故につき免責金額(自己負担額)5万円を控除します) ※火災・落雷・破裂・爆発事故は免責金額なし
残存物取片づけ費用保険金	損害保険金が支払われる場合、損害を受けた保険の対象の残存物を取片づけるために必要な費用の実費をお支払いする損害保険金の6%相当額を限度にお支払いします。
臨時費用保険金	損害保険金が支払われる場合、臨時に生じる費用に対し、損害保険金の20%をお支払いします。 (1事故につき100万円が限度となります)
特別費用保険金	請負金額に含まれない特別費用(急行貨物割増運賃、残業・休日勤務および夜間勤務による割増賃金、突貫工事に要する材料費等をいいます)に対して、保険金をお支払いします。(※航空貨物運賃を除きます)

保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者、被保険者または工事現場責任者の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害
- 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- 風、雨、雹もしくは砂塵の吹込みまたはこれらのものの漏入による損害
- 不発爆弾または機雷による損害
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動による損害
- 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体による公権力の行使による損害
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害
- 核燃料物質等の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故またはそれ以外の放射線照射または放射能汚染
- 損害発生後30日以内に知ることができなかった盗難による損害
- 残材調査の際に発見された紛失または不足による損害
- 保険の対象の性質もしくは欠陥またはその自然の消耗もしくは劣化による損害
- 工事用仮設材として使用される矢板、くい、H型鋼、鋼管、ケーシング等の打込みまたは引抜き時における曲損もしくは破損または引抜き不能の損害
- 温度変化もしくは湿度変化による膨張、縮小または凍結の損害およびコンクリート部分の強度不足の損害。ただし、火災、破裂または爆発により生じた損害を除きます。
- 荷造りの欠陥に起因して陸上輸送中の保険の対象に生じた損害
- 陸上輸送中の保険の対象が通常の輸送過程を逸脱した間に生じた損害
- 保険の対象の設計、施工、材質または製作の欠陥を除去するための費用
- 仮修理費用(引受保険会社が本修理の一部をなすと認めた費用を除きます)
- 工事内容の変更または改良による増加費用
- 保険の対象の損傷復旧方法の研究費用または復旧作業の休止もしくは手待ち期間の手待ち費用　など

2013年12月 A13-101670

お支払いする保険金および費用保険金のご説明

賠償責任保険

賠償責任保険普通保険約款、施設所有(管理)者特別約款、請負業者特別約款、生産物特別約款、その他主な特約の補償内容(お支払いする保険金および費用保険金等)をついてご説明します。詳細につきましては、普通保険約款、特別約款およびそれぞれの特約をご参照ください。

賠償責任の補償(施設所有(管理)者賠償責任保険・請負業者賠償責任保険・生産物賠償責任保険)

他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊させたことによる法律上の損害賠償責任を補償

対象工事	ご加入事業者が日本国内で行うすべての建築工事を主体とする工事
被保険者 **(保険の補償を受けられる方)**	ご加入事業者およびそのすべての下請負人 ※施設所有(管理)者賠償責任保険は、ご加入事業者のみとなります。

1-1.基本契約の補償内容

(賠償責任保険普通保険約款、施設所有(管理)者特別約款、請負業者特別約款、生産物特別約款および自動的にセットされる主な特約)

保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額
下記の事故により、他人に身体の障害を発生させたこと、または他人の財物を損壊させたことにより、被保険者(補償の対象となる方)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 **【施設所有(管理)者賠償責任保険】** (1)被保険者が所有、使用もしくは管理する施設や設備の構造上の欠陥または管理上の不備に起因する偶然な事故 (2)施設を拠点としてその内外で行われる仕事の遂行に起因する偶然な事故 **【請負業者賠償責任保険】** (1)仕事の遂行に起因する偶然な事故 (2)仕事を遂行するために、作業現場以外の場所に設置された事務所、資材置場、飯場、その他の仮設物等の施設※の欠陥または管理上の不備に起因する事故 ※工事・作業を遂行するために設置された施設であり、本社、営業所等の事務所等は対象となりません。 **【生産物賠償責任保険】** (1)【製造・販売、飲食業等の場合】 被保険者が生産または販売した保険証券記載の財物(以下「生産物」といいます)が他人に引き渡された後に発生した、その生産物の欠陥※等(取扱説明書の説明不備を含みます)に起因する偶然な事故 (2)【工事や作業を行う事業の場合】 被保険者が行った保険証券記載の仕事(以下「仕事」といいます)の終了(引渡しがある仕事の場合は引渡後)または放棄の後に発生した、その仕事の欠陥※等に起因する偶然な事故 ※この保険において「欠陥」とは、通常有すべき安全性を欠いていることをいいます。生産物または仕事の結果が本来の機能を果たさないもしくは注文と異なる等により被保険者が負担する修理費・取替費用等は、補償の対象となりません。	1事故につきお支払いする保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、ご契約に適用される「1名支払限度額」および「1事故支払限度額」が限度となります。 保険金の額 = ①法律上の損害賠償責任の額 + ②損害発生拡大防止費用・求償権保全行使費用 ③緊急措置費用 上記①②③の保険金のほか、④示談協力費用、⑤争訟費用・示談交渉費用についてもお支払いします。 **①損害賠償金** 次の身体障害事故または財物損壊事故の相手方の損害額に被保険者側の過失割合を乗じた額をいいます。 ・身体障害(対人)事故:治療費、慰謝料、逸失利益等 ・財物損壊(対物)事故:修理代等 **②損害発生拡大防止費用・求償権保全行使費用※** 事故発生の後、損害の発生または拡大の防止および他人に対する求償権の保全もしくは行使のために要した必要または有益な費用をお支払いします。 **③緊急措置費用** 応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用、および支出につき引受保険会社の書面による同意を得た費用をお支払いします(結果として、損害賠償責任がないことが判明した場合でもお支払いします)。 **④示談協力費用** 被保険者が引受保険会社の求めに応じ、引受保険会社に協力するために直接要した費用をお支払いします。 **⑤争訟費用・示談交渉費用** 被保険者が法律上の損害賠償責任の解決のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用または示談交渉に要した費用をお支払いします。 ※その実費につき、①の額と合算して、1名支払限度額および1事故支払限度額を限度に、お支払いします。

2013年12月 A13-101670

保険金をお支払いできない主な場合 （共通）

【次の事由によって生じた事故による損害】

・保険契約者または被保険者の故意
・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾（じょう）
・地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火による津波

【次の損害賠償責任を負担することによって被る損害】

・被保険者と世帯を同じくする親族の身体の障害またはこれらの者が所有、使用もしくは管理する財物の損壊に起因する損害賠償責任
・業務中の使用人が被った身体の障害に起因する損害賠償責任
・他人との約定により加重された損害賠償責任
・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊に起因する損害賠償責任
・排水または排気(煙を含みます)に起因する損害賠償責任
・原子核反応または原子核の崩壊もしくは分裂等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する損害(賠償責任保険追加特約)
・アスベストまたはその代替物質の有害性に起因する損害賠償責任(賠償責任保険追加特約)
・汚染物質の排出、流出、溢(いっ)出または漏出に起因する損害賠償責任(汚染物質の排出、流出、溢(いっ)出または漏出が急激かつ偶然なものである場合を除きます)(賠償責任保険追加特約)
・LPガスの販売業務の遂行またはその結果によって生じた事故に起因する損害賠償責任(賠償責任保険追加特約)
・被保険者またはその下請負人が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う次のいずれかに該当する損害賠償責任
　①土地の沈下、隆起、移動、振動もしくは土砂崩れに起因する土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊に起因する損害賠償責任
　②土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入に起因する地上の構築物(基礎および付属物を含みます)、その収容物または土地の損壊に起因する損害賠償責任
　③地下水の増減に起因する損害賠償責任
・施設の屋根、扉、窓、通風孔等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する損害賠償責任
・施設の修理、改造、取壊し等の工事に起因する損害賠償責任
・航空機、自動車の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
・施設外における船もしくは車両(船または車両の原動力が専ら人力である場合を除きます)もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
・被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任
・弁護士、司法書士、行政書士、弁理士、公認会計士、社会保険労務士、建築士、土地家屋調査士、技術士、測量士等の職業人がその資格に基づいて行う行為に起因する損害賠償責任
・石油、重油等の石油物質が保険証券記載の施設から海、河川、湖沼、運河へ流出したことに起因する損害賠償責任(ただし、対人事故は除きます)
・じんあい（金属粉は除きます）または騒音に起因する損害賠償責任
・被保険者の下請負人またはその使用人が業務中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
・生産物または仕事の目的物の損壊自体に基づく賠償責任
・故意または重大な過失により法令に反して生産、販売もしくは引渡した生産物または仕事の結果に基づく損害賠償責任
・仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する損害賠償責任
・海外で発生した事故による損害賠償責任
・保険期間開始前に既に発生していた事故と同一の原因により、保険期間開始後に発生した事故に起因する損害
・生産物が成分、原材料または部品等として使用されている財物の損壊に起因する損害賠償責任
・生産物または仕事の目的物により製造、生産または加工された財物の損壊に起因する損害賠償責任
・生産物または仕事の目的物を制御装置として使用している財物から製造、生産または加工されたその他の財物に起因する損害賠償責任
・身体の障害を被った被害者の労働能力の喪失または減少によって、被害者の属する企業、法人、国または地方公共団体その他の団体が被った損失について被保険者が負担する損害(間接被害者補償対象外特約)
・生産物または仕事の目的物の回収、検査、修理、交換その他適切な措置に関して被保険者が被る損害(回収費用補償対象外特約)
・航空機、エレベーター、エスカレーター、自動車(工事場内建設用工作車を除きます。「工事場内建設用工作車危険補償特約」をご参照ください)の所有、使用または管理(貨物の積み込み、積み卸し作業を除きます)に起因する損害賠償責任
・仕事の目的物の損壊自体に基づく損害賠償責任
・仕事の終了(仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡し)または放棄の後に仕事の結果に起因する損害賠償責任(被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材は仕事の結果とはみなしません)
・所有、使用または管理する以下の財物の損壊による損害賠償責任(管理財物の範囲に関する特約)
　①被保険者が所有する財物
　②被保険者が他人から借用または受託した財物(所有権留保条項付売買契約に基づいて購入した財物およびレンタルまたはリース等による物を含みます)
　③発注者その他の者より支給された資材その他の支給品
　④運送、荷役、撤去または移設の目的物および寄託契約に基づく受託物(修理または加工を目的とする受託物を含みます)
　⑤被保険者が作業を行う対象物(建設工事の場合は、仕事の目的物と一体として作業を行う部分を含みます)
　⑥被保険者が他人から借用する不動産

【被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次の仕事に起因する損害賠償責任】

①人または動物に対する診察、治療、看護、疾病の予防または死体の検案（医療用の器具、器械または装置を使用した場合を含みます）
②医薬品もしくは医療用具の調剤、調整、鑑定、授与または授与の指示
③あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等の施術

など

1-2. 自動的にセットされる主な特約の補償内容

特約		保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合（共通以外）
賠償責任保険追加特約	使用不能損害拡張補償条項 施設賠償 請負賠償	被保険者が所有、使用または管理する施設または被保険者が行った仕事の遂行に起因する偶然な事故により発生した、物理的損壊を伴わない他人の財物の使用不能損害について、法律上の損害賠償責任をその財物について正当な権利を有する者に対し、負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、その使用不能損害が発生した最初の日からその日を含めて30日以内に生じたものに限ります。	1-1. 基本契約でお支払いする①～⑤の保険金 1事故および保険期間中100万円が限度となります。 免責金額（自己負担額）は1,000円です。 （注）保険金をお支払いした場合は、それ以降の「保険期間中総支払限度額」が減額されます。	・使用不能損害を被った財物について正当な権利を有する者が事故の発生を知らなかった期間に生じた使用不能損害 など
	使用不能損害拡張補償条項 生産物賠償	被保険者が生産もしくは販売した生産物または被保険者が行った仕事の結果に起因する偶然な事故により発生した、物理的損壊を伴わない他人の財物の使用不能損害について、法律上の損害賠償責任をその財物について正当な権利を有する者に対し負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、その使用不能損害が発生した最初の日からその日を含めて30日以内に生じたものに限ります。生産物や仕事の結果に起因するものについては、その生産物や仕事の目的物自体に損壊が発生していることが必要となります。	1-1. 基本契約でお支払いする①～⑤の保険金 1事故および保険期間中100万円が限度となります。 免責金額（自己負担額）は1,000円です。 （注）保険金をお支払いした場合は、それ以降の「保険期間中総支払限度額」が減額されます。	(1)使用不能損害を被った財物について正当な権利を有する者が事故の発生を知らなかった期間に生じた使用不能損害 (2)生産物または仕事の結果に起因する事故についての次の損害 ・生産物または仕事の目的物自体の使用不能損害に起因する損害賠償責任 ・生産物または仕事の目的物自体の損壊を伴わない他の財物の使用不能損害に起因する損害賠償責任　など
	生産物・仕事の目的物損壊補償条項 生産物賠償	製造・販売した生産物または仕事の結果に起因する対人事故または生産物・仕事の目的物以外の対物事故が発生したことによって、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合に、その生産物または仕事の目的物の損壊自体について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。	1-1. 基本契約でお支払いする①～⑤の保険金 1事故および保険期間中、基本契約の対物の1事故支払限度額×3%が限度となります。 免責金額（自己負担額）は基本契約の対物の免責金額と同額となります。 （注）保険金をお支払いした場合は、それ以降の「対物の保険期間中総支払限度額」が減額されます。	――――
工作車の取扱い 請負賠償		作業場内※1、作業区間内※2および施設内において、被保険者が所有、使用または管理するブルドーザー、パワーショベル等の工作車（ダンプカーを含みません）に起因する他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、作業場外、作業区間外および施設外における公道走行中を除きます。 ※1　作業場とは仕事を行っている場所であって、不特定多数の人の出入りを制限している場所をいいます。 ※2　作業区間とは、仕事の遂行のために、仕事を行っている間は不特定多数の人の出入りを制限している場所をいいます。	【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ 【お支払いする保険金の額】 基本契約の支払限度額および免責金額（自己負担額）が適用されます。 （注）自賠責保険等（責任共済を含）※3または自動車保険等（自動車共済を含みます）により支払われるべき金額の合算額が免責金額より大きい場合は、その合算額が免責金額として適用されます。 ※3　自賠責保険等を締結すべき建設用工作車が自賠責保険等に加入していない場合、自賠責保険等から支払われる金額に相当する額をいいます。	――――
下請負人補償特約 請負賠償		特約の主な内容 被保険者が使用する下請負人すべてを、この保険の補償の対象者に含める特約です。 ただし、下請負人相互間、元請業者と下請業者相互間で生じた損害賠償責任については、保険金をお支払いできません。		

2－1．任意にセットできる主な特約と補償内容

別に定める保険料をお支払いいただくことによりセットできる主な特約とその概要は下記のとおりです。

特約	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
被害者治療費等補償特約 施設賠償 生産物賠償 請負賠償	施設所有（管理）者特別約款および請負業者特別約款、生産物特別約款（以下「特別約款」といいます）のそれぞれの保険金を支払う場合の規定に定める偶然名事故が、保険期間中に発生した他人の身体の障害であった場合において、被保険者がその治療費等（治療費用、葬祭費用または見舞金・見舞品購入費用をいいます）を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、当社が保険金を支払うべき治療費等は、次のいずれにも該当する費用に限ります。 ・被保険者が、当社の同意を得て、被害者またはその遺族に対して支払った費用 ・被保険者が、事故が生じた日から1年以内に支出した費用 （注）治療費等のうち、基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】の①に規定する損害賠償金として負担した額または負担すべき額については、基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】の①の損害賠償金として支払うべき保険金に充当します。	支出した次の①・②の費用 被害者1名につき、保険期間中50万円が限度となります。ただし、基本契約の1事故支払限度額が限度となります。 ①治療費用 医師による治療を受けた場合に要した費用（移送入院、手術、レントゲン費用等、医師による治療のために必要な費用を含みます） ②葬祭費用 葬祭費用に限り、香典、花代、弔電費用等を含みません。
	保険金をお支払いできない主な場合（共通以外） ・治療費用または葬祭費用を受け取るべき者（被害者を含みます。）の故意による損害。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金をお支払いできないのはその者が受け取るべき金額に限ります。 ・保険契約者、被保険者または治療費用もしくは葬祭費用を受け取るべき者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ・被害者の父母、配偶者、子または同居の親族の行為による損害 ・被害者の心神喪失による損害 ・被害者の妊娠、出産、早産または流産 ・被害者に対する外科的手術その他の医療処置による損害。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、保険金を支払うべき身体の障害の医師による治療によるものである場合には、保険金をお支払いします。 ・運動競技に参加している者が被った身体の障害に起因する損害 ・保険適用地域外で発生した身体の障害に起因する損害 など	
初期対応費用補償特約 施設賠償 生産物賠償 請負賠償	施設所有（管理）者特別約款および生産物特別約款および請負業者特別約款にセットされた特約（この特約以外のものをいいます。）の補償の対象となる偶然な事故が国内で発生した場合に、被保険者が緊急的に対応した費用のうち、損害の発生もしくは拡大の防止または事故による損害賠償責任に関する争訟の解決について必要かつ有益な費用を引受保険会社の同意を得て支払うことによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 （注）結果として、法律上の損害賠償責任が発生しないことが判明した場合でもお支払いします。	支出した次の①～⑧の費用 1事故および保険期間中50万円が限度となります。ただし、⑧の費用は被害者1名につき10万円が限度（見舞品の購入費用は被害者1名につき3万円が限度）となります。 ①事故現場の保存費用（事故現場の保存のために営業を中断した場合の逸失利益は含みません） ②事故現場の写真撮影費用 ③事故状況調査・記録費用 ④事故原因調査費用（応急的に事故原因を調査する場合に限ります） ⑤事故現場の後片付け・清掃費用 ⑥被保険者の使用人を事故現場に派遣するために必要な交通費または宿泊費 ⑦通信費 ⑧事故が他人の身体の障害である場合は、その事故について被保険者が慣習として支払った見舞金（香典を含みます）または見舞品の購入費用

特約	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
訴訟対応費用補償特約 施設賠償 生産物賠償 請負賠償	第三者から被保険者に対して日本の裁判所に提起された損害賠償金の支払を求める訴訟(訴訟、仲裁、和解または調停をいいます。)について、被保険者が支出した右記の費用のうち、必要かつ有益な費用を、弊社の同意を得て支払うことによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、次の条件に該当する場合に限ります。 ・被保険者がその訴訟において主張されている法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害が、この保険契約で支払対象となる訴訟であること (注)結果として、法律上の損害賠償責任が発生しないことが判明した場合でもお支払いします。	支出した次の①～⑧の費用 1事故および保険期間中50万円が限度となります。 ①意見書または鑑定書作成のために必要な費用 ②外注コピーの費用 ③増設コピー機の賃借費用 ④事故等再現実験費用(事故原因調査費用を含み、事故後の製品開発等を目的とする実験費用は含みません。) ⑤相手方当事者または裁判所に提供する文書作成費用 ⑥被保険者の使用人に対して支払う超過勤務手当、交通費、宿泊費または臨時雇用費用

	保険金をお支払いする場合	お支払いの対象となる損害の範囲 お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合(共通以外)
昇降機危険補償特約 施設賠償	基本契約でお支払いの対象とならない、施設に所在する被保険者が所有、使用または管理する昇降機(小荷物専用昇降機を除きます)に起因する偶然な事故(昇降機に積載された他人の財物に生じた事故を含みます)により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。	【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ 【お支払いする保険金の額】 基本契約の支払限度額および免責金額(自己負担額)が適用されます。	・被保険者が故意または重大な過失によって法令に違反したことに起因する損害賠償責任 ・昇降機の設置、修理、改造、取外し等の工事について、これらの工事の請負人、下請負人またはこれらの者の使用人に対する損害　など
漏水補償特約 施設賠償	期本契約でお支払いの対象とならない、施設の給配水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、溢(いっ)出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢(いっ)出による財物の損壊に起因する損害に対して、保険金をお支払いします。	【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ 【お支払いする保険金の額】 基本契約の支払限度額および免責金額(自己負担額)が適用されます。	――

特約	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
管理財物損壊補償特約 請負賠償	基本契約でお支払いの対象とならない、作業を行う対象物(建設工事の場合は、仕事の目的物と一体として作業を行う部分を含みます)の損壊に起因して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 (注)作業を行う対象物とは、下記のものをいいます。 a. 設備工事・増築工事・機械据付工事等の場合…既存建物 b. 配管工事の場合……既存配管 c. 清掃・点検・修理・操作等の場合……作業の対象物件	1-1. 基本契約でお支払いする①～⑤の保険金 基本契約の対物の1事故支払限度額が限度となります。免責金額(自己負担金額)は基本契約の免責金額と同額となります。

保険金をお支払いできない主な場合(共通以外)

作業の拙劣(錯誤による場合を含みます。)により生じた部分の損害　など
(注1)ただし、火災または爆発による損害が生じた場合は、保険金を支払います。
(注2)「被保険者が作業を行う対象物」が、仕事の目的物である場合ならびに以下の管理財物(管理財物の範囲に関する特約第1条(保険金を支払わない管理財物の範囲)(1)の①から④までおよび⑥)の場合はお支払いの対象となりません。
①被保険者が所有する財物
②被保険者が他人から借用または受託した財物(所有権留保条項付売買契約に基づいて購入した財物およびレンタルまたはリース等による物を含みます)
③発注者その他の者より支給された資材その他の支給品
④運送、荷役、撤去または移設の目的物および寄託契約に基づく受託物(修理または加工を目的とする受託物を含みます)
⑥被保険者が借用する不動産

全建連倶楽部 専用保険

<ご契約にあたってのご注意>

<保険料確定特約>

・保険料の確定特約をセットしたご契約の場合、ご契約時に把握可能な最近の会計年度等(1年間)の保険料算出の基礎数値を基に算出した保険料を払込いただきます。
(注1)ご申告いただいた数値を立証できる書類をご提出いただく場合があります。

・保険期間終了時に、保険料算出の基礎数値が減少・増加した場合でも、保険料の返還・請求はいたしません。

・保険料算出の基礎数値に誤りがあった場合は、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできない場合があります。

・保険料算出の基礎数値がご契約時に把握可能な最近の会計年度等(1年間)の保険料算出の基礎数値を著しく上回りまたは下回る見込みがある場合には、この特約はセットできません。また、この場合においてこの特約をセットしたときには、確定精算が必要となります。
(注2)企業買収・部門売却等の予定がある場合(保険料算出の基礎数値が著しく変動することが明らかな場合)、季節的または一時的な営業期間を保険期間とするご契約には、この特約はセットできません。

・ご契約が保険期間中に解除・解約された場合(中途更改を含みます)には、普通保険約款・特別約款・特約に定める方法に従い、保険料を返還・請求いたします。

<万一、事故が発生した場合の手続き>

・万一事故が発生した場合は、ただちに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。
ご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払することがあります。

・この保険契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。

<示談にあたって>

・この保険には、保険契約者または被保険者に代わって事故の相手(被害者)と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故にかかわる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず引受保険会社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

<その他のご注意>

・この保険契約は全建連倶楽部を保険契約者とし、全建連倶楽部会員を加入者とする建設工事保険、施設所有(管理)者賠償責任保険、請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険の明細付き契約です。

・建設工事保険・賠償責任保険普通保険約款・特約集、および保険証券は保険契約者(全建連倶楽部)にお渡しいたします。

・取扱代理店は引受保険会社の保険契約の締結権を有しており、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理(ご契約内容の変更等の通知の受領を含みます)などの業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご契約いただき有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接ご契約いただいたものとなります。ご契約の手続が完了した後、1ヶ月を経過しても保険証券が届かない場合は、引受保険会社までお問合わせください。

・この保険契約は3社による共同保険契約であり、各引受保険会社は分担割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。引受幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金のお支払いその他の業務を行っております。

<引受保険会社>
(幹事) あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
東京企業営業第四部営業第一課
東京都中央区日本橋3-5-19
TEL:03-5202-6707 FAX:03-5202-6019
(共同保険会社) 東京海上日動火災保険株式会社 株式会社損害保険ジャパン

<取扱代理店>
(幹事)株式会社JBサポート
東京都千代田区神田北乗物町11 乗物町中央ビル4階
TEL:03-6859-4802
(共同代理店) 有限会社ニューズ